

【各ポンプ場の負担金について】

土地改良区の賦課金とは別に、12月頃、地区ごとのポンプ組合から「電気料金」と「維持管理負担金」の請求があります。

原則、電気料金は耕作者負担、維持管理負担金は所有者負担ですが、当事者同士で話し合いの上、負担者を決めて下記へご記入ください。

| | | |
|-------------|------|-----|
| 電気料金 負担者 | 住所 | 〒 - |
| | フリガナ | |
| | 氏名 | |

| | | |
|----------------|------|-----|
| 維持管理負担金 負担者 | 住所 | 〒 - |
| | フリガナ | |
| | 氏名 | |

※組合員資格得喪通知書と一緒にご提出をお願いいたします。